

# 令和3(2021)年度第6回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】 令和3年(2021年)10月26日(火)9時30分～11時30分

【開催場所】 伊丹市役所 議会棟 第2委員会室

【出席委員】 中里委員、西尾委員、田島委員、白井委員、太田委員、石崎委員、黒瀬委員、松浦委員、三戸部委員、福本委員、佐藤委員、虎谷委員(12名出席、順不同)

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事、田中男女共同参画担当主幹、同和・人権推進課職員

【署名委員】 三戸部委員と福本委員

【傍聴者】 2名

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 計画案の計画策定の趣旨、現状、課題認識等の確認について
  - (2) 基本理念と重点方針の最終確認について
  - (3) 計画案の各施策の最終確認について
    - ・各取組案の確認について
    - ・数値目標の確認について

会 長： 第 6 回伊丹市男女共同参画審議会を開催する。

本日の会議は委員 14 名の内 2 名欠席、12 名参加で過半数を超えるため会議は成立である。

会場などのことを考慮して、本審議会の傍聴人の定員は 5 名としたいと思うがよろしいか。

では、本審議会の定員は 5 名とし、傍聴人の方に入ってください。

今回の会議録の署名委員は三戸部委員と福本委員とする。

今回は重点目標、体系計画案の各施策と成果目標について検討した。今回は計画案の計画策定の趣旨、現状、課題認識等の確認について、前回の議論の続きで基本理念と重点方針について再確認をしたい。

その後、前回の意見を反映して事務局で修正した計画案の各施策の再確認を行う。資料 34 として計画案の各施策に基づき、各課から提出のあった取組案、資料 35 として本部員から意見があり、その内容と、前回十分に審議が出来ていなかった数値目標について審議をする。本審議会は本日を終わると残り 1 回となり、次回は最終確認の回となるので、計画案がほぼ完成した形になるように議論を進めてまいりたい。

議題 1 の計画案の計画策定の趣旨、現状、課題認識等の確認について入り、資料 31 を元に審議をしていく。

まずは、資料 31 と関連して資料 37 と 38 について事務局から説明いただく。

事務局： 資料 31 「第 3 期計画第 1 部基本的な考え方」について、表紙にある目次に沿って、まずは計画案全体についてご説明する。構成は、現行の第 2 期計画と同じである。第 1 部「基本的な考え方」には、「1 計画策定にあたって」から「4 基本目標と施策の体系」までを記載している。「3 基本理念及び重点方針について」は議題にてご審議いただく。

重点目標を重点方針に変更しており、今後 5 年間の方向性を全体として示すには重点方針の方がよりふさわしいと考えている。

次に、資料 32 「第 2 部施策の展開」になるが、基本目標 1 から 7 まで記載している。目次の裏面、次の定番継続施策一覧は資料 36 と合わせて議題 3 でご審議いただく。

次の数値目標一覧は基本目標ごとに記載しており、数値目標を一覧にまとめたものである。今回成果目標から数値目標に変更している。すべて数字で把握できる目標であり、より明確な表現に改めている。

次に、資料 37 「用語解説」、最後に資料 38 「資料編」となる。

資料 31 の 1 頁は「計画策定にあたって」という事で計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定や推進方法を記載している。

2 頁四角囲みの用語について、「本計画中言葉の右上にアスタリスクを付している用語は本編末尾の用語解説で意味を説明しております」とあるが、本編のアスタリスクについてはまだつけ切れていない。

3 頁には計画策定の背景として近年の国際社会、国、県の動きと伊丹市の取組を記載している。第 2 期計画では年表だったが、今回記述式に改め、年表は資料編に移動している。

5 頁には市民意識の現状として市民意識調査の抜粋として重要なもの、第 2 部に大きくかかわるものを中心に 13 頁までに記載している。

14 頁には共働き世帯数と労働力の推移を記載している。一点修正があり、15 頁表の下、引用資料名に「平成 27 年国税調査産業等基本集計より作成」とあるが、正しくは「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計各年」となる。

16 頁について、第 2 期計画の取組状況と課題となる。取組状況の一覧に続いて、19 頁に数値目標の達成状況、20 頁に成果と課題、21 頁には基本理念および重点方針、23 頁に基本目標と体系表を記載している。

議題 1 については、1 頁から 20 頁まで、議題 2 については 21 頁から 21 頁までについてご審議いただきたい。

会 長： 私の方から気づいたところを 1 つ、3 頁の一般的にどうなっているかを確認していただきたいが、「クォーター制」という言葉なのだが、割り当てという意味の「クォータ」なので最後の伸ばす線がないものが一般的である。英語の発音、綴りからいうと伸ばす線がないほうがいい。

委 員： 19 頁の確認で、数値目標の達成状況で、例えば一番上の行で、市民意識調査における「男は仕事、女は家事育児」という考え方に「反対する割合」、「賛成しない、どちらか」というと賛成しない」の合計という事でわかりづらい。

現状値 58.0% で目標値が 50%、アスタリスクマークが付いているがこれは目標値を下げるということか。それと同様にちょうど真ん中ぐらいの「Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつけられるまち」というところで、中高生における性別役割分担の話が出ているが、現状値が 81% で目標値が 60% になっているが、ここを説明いただけないか。

事務局： 19 頁の数値目標については、第 2 期計画の取組のもので、平成 27 年当時に設定した目標である。

委 員： 目標達成しており、現状の方が達成している。現状の方が思ったよりも上がっているという事か。

事務局： 目標達成しており、19 頁の一番下のアスタリスクの説明が間違っており、次回市民意識調査ではなく、当時の意識調査なので、平成 27 年の結果に修正する。

会 長： 今のご意見で思ったが、順番を逆にしたらわかりやすい。目標値、計画策定

値、現状値で実際どうなったかという順番で、順番を変えてはどうか。

委員： 1 頁の「(2) 計画の位置づけ」のところ 3 行目の基本目標に仕事と生活の「調査」の推進は「調和」か。

事務局： 仕事と生活の調査の推進となっていたのが、調和の推進の誤りではないかという指摘があった。調和の推進に本文等修正したつもりが、この 1 頁 (2) 計画の位置づけの中の上から 3 行目の部分が修正前の項目名を複写してしまったようで、修正しきれていなかったので修正させていただく。

委員： 2 つ意見があり、1 つ目の意見としては、7 頁の図表 3 の「男は仕事、女は家事・育児という考え方に賛成しますか」のところで、伊丹と全国を見ても、伊丹は保守的なのか。「賛成する」、「どちらかと言えば賛成する」が多く、例えば、10 頁の下の図表 7 を見ても、「女性が仕事を持つことにどのようにお考えですか」を見ても「女性はずっと仕事を続ける方が良い」というのが、全国から比べると少なくなっている。15 頁は、典型的でわかりやすい例で、伊丹市に関しては M 字カーブがまだくっきり残っているというところで、結婚や出産で辞めている女性が多いのだなという事が分かる。兵庫県西宮市、宝塚も全国的にはやめている女性が多いという報告はあるので、伊丹だけではないが、固定的性別役割分担意識は変えていく強い意志が必要なのかなと思う。時代を考えればという事だが、基本になってくるのかなという気がする。

もう 1 つの意見は、16 頁の真ん中より「I 性別に関わりなくともに活躍できるまち」の「1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する」の施策の方向性の「2 生活の場における男女平等を推進する」というところで母子手帳交付時における父親向けの小冊子の配付がある。これはおもしろそうだと思うのが、関東のどこかの自治体が父子手帳を初めて交付したというニュースがあり、父子手帳を考えるのもありなのかと思う。

キャリアプランニングやライフプランニングや色々な用語が並んでいる頁があり、キャリア教育、女性へのライフプランニング支援、就労支援、キャリアプランニング支援と並んでいるので、違いを説明するか、またはまとめる必要がある。

ライフプランニングは「ライフイベントがあって、そこに対してこれくらいお金がかかるので、これくらいお金は用意しましょう」とか金銭的な話の事で、キャリアプランニングと言うと、生き方、職業や私生活との関連の意味合いだと思うので、この辺も用語解説としては必要かと思う。

会長： 最後の点の用語解説に関しては、後で追加の必要があれば、後からの議題のところで上げていただければ検討いただけるという事なので、今日配られた資料でキャリアプランニング、キャリア教育というのは入っているので、今のご意見では、ライフプランニングを追加することになる。

統計上の伊丹市の特徴というか、10 頁の項目は、選択肢が違うのかと思うぐらい違う。「ずっと仕事を続ける方が良い」が全国だと 61%、伊丹が 37.2%、「子どもが出来たら仕事を辞め、大きくなったら仕事を持つ方がよい」という先ほどの 15%の M 字型のカーブがあらわしているようにいったん仕事を中断する割合が高い。このデータを見る限りでは、かなり明確な違いがある。

先ほどのご意見としては、ここに何かを追加する必要があるということではなかったかと思うが、実際私が言ったことは本文に書いているので、これを意識して新しい計画を考えていく必要があると思う。

議事録にご意見を残しておくことで最終的な確認の中で意識してみたいかと思う。父子手帳の意見も議事録に残していただくか、事務局の方に伝えていただく形で小冊子なのか、どういう形なのかについてご検討いただければと思う。

委員：事務局が、資料を作成していただき、かつ非常にわかりやすい資料となり、大変だったと思うが、ここまでよくまとめていただいたなと感謝の気持ちで見ている。

資料 31 で気になっていることは、市民意識の現状について、各図とそれに対する意見が上に書いてあるが、11 頁の下の性別の図であれば、その上の言葉の説明に対して、黒で囲っていたり、13 頁でも図表の 10 点線で囲っていたりして、ここを特に見てくださいと説明文に対して図が見やすい。

他の図を見比べてみると図に対するこういうことを述べたいという言葉はあるが、一体図のどこを見ればいいのかを私は探しながら、見ていたので、変えていただけるのであれば、図表の特にここを見ていただきたいという形で点線等により囲うや黒文字や目立ちやすいような形で表を改善していただけたらなお良いかと思う。

会長：可能であれば、先ほどの図に関しては、本文で強調している所では、図の中でも強調されているという対応であれば、わかりやすいという気はある。時間が許せば、ご検討いただければと思う。

委員：9 頁の、「長時間労働について」で、労働時間を週単位にしている理由を教えてくださいのと、一般的に労働基準法では法定労働時間の上限が週 40 時間、時間外労働が、月間で単月 100 時間、複数月 80 時間であり、月単位で超過勤務時間を管理しているので、週単位にしている理由があれば、教えてほしい。これが長いのか短いのかという観点からするとわかりにくい。

単純に 30 時間以上 40 時間未満というと法定時間内なので、長時間労働ではない。そこまでの割合が無回答を含めると半数以上がそこに入っていることになるので、長時間労働という表現がどうなのか。

表現するのであれば、「労働時間について」という形で書いた方がいい。あ

たかも長時間労働というアピールしているようなニュアンスにもなっているので変えた方がいい。

事務局： 経年変化を取るという意味合いもあるので、同じ設問でとらせていただくこともある。ご意見いただいた通り必ずしも長時間という区切りでもない事もあるので、「労働時間」への記載変更も考えていきたい。

会長： 週で測るか、月で測るかだが、比較統計には1日平均にするか、週で示すか、月は日によって日数が違うので、週で計算した方が比較しやすい。

労働時間も40時間と比べるとわかりやすいということで時間外労働の場合は月で換算した方が基準は明確だが、労働の場合は週の方が比較しやすいという事で一般的にこういう調査では使われる。60時間以上という区分に注目することも多いはずだが、説明はない。長時間労働に、40時間から50時間を入れるかはなかなか微妙なので、60時間以上が減っているのかである。

委員： 1か月4週の考え方をすると週に20時間超えるので、月80時間超えになり、労基法違反に該当するような範囲に入ってしまう。そういう意味では60時間以上というのは、かなり危険水域かなと思う。

表の上にある「育児の時間について」も週単位なので、週で表した方が労働時間と育児時間の比較がしやすいので、週で表すのはいい。そういう意味で、表現は「労働時間」で表した方がより分かりやすい。

会長： 見出しを「労働時間について」とするという事か。その方が色々な記述が入っていてもカバーができる。その前の項目は育児に関わる時間である。それと同じ次元の表現にすると「労働時間について」でいいのではないか。

今の点も再度次回の会議で修正もあるので、確認させていただく。

次に議題2の「基本理念と重点方針の確認について」に入りたい。前回の審議会までは重点目標という表現だったが、今後5年間の方向性を全体として示すものであることから、重点方針という「目標」を「方針」に改めたものとしている。資料31の21頁に案が出ており、これは前回までの議論の状況を踏まえて説明を加えたものである。計画案のサブタイトルも意見をいただきたいと思う。

事務局： 第2期計画の表紙の下にサブタイトルが記載されており、重点方針や基本目標とは別に、計画を特徴づけるもの、重点を置いたものを一言二言ではなくフレーズでヒントを頂けたら、次回提案をさせていただこうと思う。

会長： 事務局が考える参考として、なにかこういう文言が入ればというものがあ

れば出していただくという事でよろしいか。

では、基本理念、前回議論を経て、表現が変わっているが、1つ補足して、4点目で性やジェンダーに関わるあらゆる暴力とあるが、ご意見を考えていらっしゃる方がいると思うが、私も気が付いたので事務局に伝えるが、他の方針が「見直し」、「徹底」、「促進」、「尊重」等の今後の行動に関わる表現になっており、「暴力」だと暴力を進める、振るうようになってしまう。性やジェンダーに関わるものを幅広く前回の意見を踏まえてここを変えた際に、暴力の後の「根絶」が取れてしまったようなので、前回にならうとここを根絶にするというのが1つの提案かと思う。

委員：　　すごく大事な所だと思うので、先ほどの意見が根絶や防止という言葉をしっかり入れて欲しい。暴力に関して後にまた申し上るが、薄くなっているのが残念である。

会長：　　この方針としては、女性の暴力以外の児童虐待なども含まれるような表現にするという事で、前回の意見を踏まえて、広げた形になっている。基本理念と重点方針については、暴力の根絶を付け加えるという事で再修正としたいと思う。何もたたき台がないのは難しいが、計画案のサブタイトルについてはいかがか。

事務局：　　現行計画は「性別に関わりなく自分らしく生きられる社会を次世代に引き継ぐ豊かなまち」である。

会長：　　色々入れようとすると膨らむので、簡潔にするのは難しい。

今回の新たな重点方針、基本理念がこれまでに加わったことがなく、新たに加わったことが分かりやすくなるような副題にさせていただくのが良いと思う。特にここを強調としてという事がなければ、次回ご提案いただいたものを元に議論をして、次回の会議で確定するという事にしたい。

事務局：　　サブタイトルについて、補足すると、現行計画にこの5年間のイメージを強調したい部分がついていた。つけた方が良いのかと事務局で考え、つけた方が良いか、つけなくて方が良いかを含めて、私どもの方でお願いしている。

イメージとしては、この場でいくつかをキーワード的なヒントやこういうものを入れたらというのがなければ、審議会終了後に中間の意見を意見記入用紙で、次回までの間に書面で何か案のようなものをいただけたらと思う。

委員：　　今回、ジェンダーという言葉が入ったことはすごく意味があることだと思う。ジェンダー平等の社会を目指すというような「ジェンダー」という言葉を入れてもらえたらありがたいと思う。

会 長： 重要なポイントであり、確かにSDGsの事もある。ジェンダー平等の言葉が以前と比べて、社会に受け入れられやすいタイミングになっている。基本理念には入っていないが、前に出すという事は今が良いタイミングだと私としても思う。重点方針の一番前にはある。

委 員： 第2期計画に書いてある「自分らしく」という言葉がすごく前向きな意味での「自分らしく」という事で書かれていると思うが、重点方針の中の2番目の項目で、「男性の家庭・地域活動への主体的なかかわりの促進と働き方の見直し」を推進していくと、自分らしくないという可能性もある。とらえ方によって自分らしくというのは自分が会社で働いているのは自分らしさだというとらえ方が出来なくもないかと思った。

「自分らしく」だけど、意識の変化も求められているというのがあるので、そういう言葉がサブタイトルでより分かりやすく、一般の方にも通じる言葉があればよい。

会 長： 自分が思いこんでいる自分らしさ以外に広げてという意味を込めてであり、それにあたる表現は難しいが、できるだけとり込めるような表現を工夫していただく。

先ほどのジェンダー平等に関しては、そういう形でサブタイトルを入れている自治体はあると認識しており、私が関わっているところも入れている。それは進行中なので出ていないかもしれないが、おそらく出来ている可能性もあり、他も参考しながら検討をお願いします。

委 員： タイトルの話ではないが、ジェンダー平等という言葉は大切だと思う。

23頁の4番の基本目標と施策の体系で、基本目標1番の基本施策の2番が学校における教育の推進でジェンダー意識を育みとあるが、これだと逆行しているかのように聞こえるので、ジェンダー平等の意識を育みである。これだと男らしさを育むのかと今頃気がついたが、「ジェンダー平等」に訂正願います。

会 長： ジェンダーの意識や、ジェンダーに捉われずというのは、非常に難しく、取り方が人によって違うので、どう表現したらよいのかは難しいが、この見出しにとってはジェンダー意識も、ジェンダー平等意識か。

事務局： 体系表の方で、平等が抜けている、資料32の26頁、ちょうど真ん中。「2ジェンダー平等意識を育み、性の多様性を尊重する教育環境整備の推進」とあるので、本文の方では訂正している。



会 長： 次に、議題「3 計画案の各施策の最終確認について」に入る。資料 32 から 35 までの説明をお願いします。

事務局： 資料 32「第 3 期計画 2 部施策の展開」について、こちらは前回の審議会で配布した資料 28「第 3 期計画各施策について」の案を前回の議論を踏まえて整理した。

資料 34 取組案一覧について、各施策に係る各担当課から提出のあった具体的な取組案になる。この取組案一覧の中から主な取組を選び、次回最終の審議会で提示する。例示として、今まで基本目標 1 の 2 頁に掲載していたものが各基本目標に入っていただくイメージである。

取組案はすべての施策について提出があり、各施策の表記内容の変更は行っていない。なお、計画には主な取組だけにはなるが、進捗管理は担当課提出の具体的な取組で行っていくことになる。

次に資料 35 本部員からの意見について、伊丹市男女共同参画推進本部の本部員の各部局長からの意見となる。今回各担当課へ具体的取組案の提出を求めた際に合わせて本部員に意見を求め、①の性別と性差の言葉と、④の児童生徒等と児童生徒との言葉の精査について、次回の審議会で提示する。最終稿までに事務局で修正する。

②の数値目標については、男女共同参画センターの認知度を 30%から今回 60%に上方修正している。これは平成 27 年度に実施した市民意識調査で女性児童センターの認知度が 68%であったので、これを参考に設定した。

なお、女性児童センターは昭和 45 年に児童会館児童プールを開設、昭和 47 年に働く婦人の家を開設し、平成 18 年に名称を婦人児童センターから女性児童センターに変更し、令和 2 年に閉館したものである。

次に、センターの利用者数については、行政評価の成果指標、課長担当職の女性の割合は伊丹市特定事業主行動計画を引用している。認知度を含めて、この目標数値の妥当性を審議していただきたい。

③の計画の進捗管理については、資料 31 の 2 頁第 1 部 1 の (4) の 2 つ目に記載している。⑤従前から取り組んできた保育環境等の整備等については別記案に記しているので、ご審議をお願いします。

⑥現計画からの継続事業で次期計画に記載のないものは次期計画末尾に継続事業一覧として記載予定としており、資料 36 継続事業一覧となる。

続いて、資料 36 の継続事業一覧について、第 2 期計画において実施していた施策を第 3 期の体系に落とし込んでいる。

次に、資料 33 第 5 回審議会事後意見について、上から 5 段目 3 頁ご意見で、「子どもに正しく教え、及び対応するための職員の研修強化」の言葉の「及び」を削除してはどうかと意見をいただいております、事例については公用文や法令文では動詞を並列させる場合に、「・・・し、及び・・・する」という表現を使う。

該当箇所の場合、「子どもに正しく」が「教え」と「対応する」の両方に係るよう、「及び」で接続させているが、読みやすさを考慮し、削除しても問題ないと考えられるため、削除する。

続いて、4頁「良い影響を与えられる男女共同参画の視点を持った人材」を「ロールモデルになりうる人材」に変えてはどうかという意見をいただいている。こちらについては、基本施策3の1の(1)において修正済み資料26の取組案から資料28の各号の具体的施策への転記の誤りである。

施策の方向性にある文中7行目は人材の意義を包括的に表すためそのままとし、(1)の中で具体例としてロールモデルとメンターとを掲げる記載にしている。資料32の方ではそのような表記にさせていただいている。

次に、下の10頁のご意見については、項目名に女性と記載があるが、各号中では就業希望者というふうに特定している為、男性も含めた就業希望者と誤解されないよう、念のため女性就業希望者としている。

一方、(3)については、(1)、(2)との整合をとり、「就業」を「女性就業希望者」に修正する。

その下の13頁のご意見については、別紙の追記案でご検討いただければと思う。

裏面1段目、20頁のご意見については、相談事業に関するアンケートの意見であり、相談者が自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行うにあたり、成果を図る必要があると考えるので、満足度として設定した。

ご指摘の通りアンケートなどにおいて提案のような工夫をする必要があると考えている。

下から2段目のコロナ禍にあって、今後の連携体制の強化が必要ではないかというご意見については、相談に特化して独立した施策として記載をしていないが、基本目標7に基づき実務的に連携強化を図ることが可能と考えている。

その下の段、部署間の調整を図る仕組みのご意見については、別紙の追記案2で、ご検討いただければと思う。

会長： 議論してきた結果を反映させて完成に近づいてきたが、事務局の説明に対してご質問はないか。

計画の施策案については資料34の計画案の各施策に基づき各課からの提出のあった取組案と資料35本部員からの意見についてご意見はないか。

委員： 資料34について、全体的に文章の最後の句点があつたり、なつたりするので、統一していただけたらと思う。資料34、2頁の(4)ジェンダー平等の実情に関する周知の中の4段目、伊丹市人権・同和教育研究協議会を伊同教と省略された部分もあるが、スペースもあるので、丁寧に書いてもいいのかと思う。

事務局： 資料 34 については、各部局が提出したものを記載しているので、言葉の整理はしたが、そのまま残っているものがある。これそのものが計画案に載るといっわけではなく、抜粋した主な取組がそれぞれ基本目標に入っていくので、そこはご了承願う。

会 長： 取組案から計画の方に例として入れる段階では、選別はどうやってするのか。今それを議論する必要があるのか、事務局の方で適時抜粋していただいたものを次回確認するのか。

事務局： 資料 34 に関しては、個々から主な取組を取っていくのは、事務局がさせていただくので、気になるもの、基本施策に対してどうなのかの部分があればご意見をいただければと思う。

会 長： ここまで検討した計画の中で実際何をするのか、その中身を具体的にイメージして、計画策定の議論をした我々委員会としての資料ということで、市民の皆さんに計画として伝えるのはその中でいくつか事務局で抜粋していただくという事になるかと思う。ここで上げられた事業は各部局としては進めるつもりの事業という事になる。その前提で疑問があれば、ご意見いただければと思う。

成果目標も、目標値が適切か、意図した成果を図れるのか、目標数が十分なのかも含めてご意見をいただければと思う。

委 員： 資料 32 の件で、修正箇所になっているかもしれないが、25 頁の上の (2) 上から 3 行目で、「デジタル技術を含め、など多様な媒体」と書いているが、「デジタル技術を含め、など」を消すか、「デジタル技術を含め」を消すかが気になる。

27 頁「2 市民の学習・啓発活動への支援」(1) イの部分で、「ここいろの市民の学習・交流事業に参加がしやすいよう、デジタル技術を活用する」と記載があるが、デジタル技術だけではなく他の部分も活用していくのではないかと思うので、「デジタル技術等」という形でデジタル技術のみを書くのではなく、他にもあるというのを含めておいた方がよい。

2 の市民の学習・啓発活動への支援の内容で、ここいろでやっていかれるというふうに資料をみていたが、資料 34 を見るとここいろ以外でも生涯学習部でも男女共同参画のイベントや企画をされるという事で目標として掲げられている。ここいろを中心として、他の社会教育施設や他の施設でも市民の学習、啓発活動への支援を行うという形でここに明記されるのはどうかと感じた。

51 頁に表記されているのかとみると、一部はあるが、全部は載っていない。それについては今後どのようにされるのか、資料を拝見して気になり、どこかに明記するのかをお伺いしたい。

会 長： 資料 32 の 27 頁 2 の (1) のイのデジタル技術を活用するとあったが、デジタル技術等を活用するに変わるという話をしていたのは 25 頁か。

事務局： 25 頁の (1) 媒体・手法等を工夫した情報発信の推進があり、その 3 行目に「デジタル技術を含め、など多様」になっていましたが、「など」の取り漏れなので修正する。

会 長： 単純に削除していなかったという事で外していただく。もう一点は 27 頁でいいか。デジタル技術を活用するという所ではデジタル技術だけではないということか。

事務局： 27 頁のデジタル技術に「等」を加えるという事も併せて修正させていただく。

会 長： 施策の方向性の最後もここいろだけの話になっており、「ここいろを中心に」としてここいろだけのよう表現になっているが、具体策ではここいろだけではない。

各取組が出てくる中で他の部でも挙げられていたという事は、この計画を見て自発的に上げてくださったことということで、ここいろだけの表現は変えた方がいいかもしれない。

事務局： 資料 32 も確認したが、27 頁の基本施策 3 の 2 市民の学習・啓発活動のところについては、ここいろしか事業の方は上がっていないが、基本目標 1 の施策 1 の拠点施設ここいろを中心としたという部分についてはここいろ以外に生涯学習部や他の部も事業の提案をいただいている。

事務局： 資料 32 の 27 頁に該当するのは、資料 34 については 7 頁のまん中あたり、上半分のところになる。

会 長： 資料 34 の 7 頁、2 の (1) のアというのは、項目としてはここいろにおいてを検討するという文言でここいろというのが出てくるが、その下の取組案としては市民自治部としか書いておらず、男女共同参画センターにおいてと書いているが、これはここいろだという事か。

委 員： 資料 34 の 1 頁下の方に生涯学習部が市民講座、市民人権セミナーを行うと書かれているが、そのことと今おっしゃっている 27 頁の 2 のイのところや、私は、資料 34 を確認して、ここいろ以外で他の施設でも市民講座であったり、人権セミナー等もこれからも行っていくこともある。

基本的にここいろが中心であり、ここいろを主としてほかの施設であった

り、場所であったり、男女共同参画を推進していく啓発活動を支援していくというように私はとらえたので、全てにおいて、ここいろをそれ以外の含めるのではなく、資料 32 の 27 頁の 2 (1) イのところではここいろを中心として他の所でもやっているのを書くのはどうかと私は意見を述べさせていただきました。

会 長： 資料 32 の 24 頁は、市民の啓発に関して、様々な施設でというのが計画の中身になっている。27 頁の施策 3 はグループの支援に特化した内容になっている。市民に直接ではなく、人材育成やグループやサポーターのような方を支援する交流拠点という事にここいろは特化しているという計画上の住み分けがある。

基本施策 3 はグループ交流の拠点という事でここいろの話をしているのでそのままにする。27 頁はそのままにして、デジタル技術等は入れたらいい。

委 員： DVのところは薄くなっているという意見で、配偶者暴力相談の方のDV法もあるという事だが、説明が足りていないと思う。

去年は通告が 20 万件超え、虐待死が 78 名、摂津市での痛ましい事件も通告したのに救えなかった命があるという事も、市民全体で考えなければならない。DV基本計画があるからというのではなく、それがあから、「児童虐待も防げていることや、面前DVは児童虐待にあたります。」という文言も入れていただけたらどうかと思う。

資料 34、23 頁のDVの防止のところも確かにこの通りであるが、具体的なことに、市民が見てああそうだなと思えるような文言を取り込んでいただきたい。資料 32 の方では 45 頁になる。

会 長： 具体的に施策の方向性や、DVの防止でいうとどの部分に追加をするとよいか。

委 員： この前から追加していただいたのは、「DV被害者に子どもがいる場合は、その子どもにも悪影響を及ぼします」の後に、「女性への暴力は子どもへ暴力につながる」という事や、「子どもの命を守るのは国民の義務です」、「市民の義務でもあります」くらいのことは入れて欲しい。

会 長： 抜けている点として、ご意見の中で理解したのは、DV被害者として、子どもに関して、その母親に対する暴力も子どもへの暴力に当たると言うことをおっしゃったわけで、それと市民の義務ということか。

委 員： 市は大枠で示す程度が妥当と判断されるとの意見ではあるが、なぜそう思われたのかとお聞きしたい。

コメントの追加 57 頁で本計画において当該子どもの事を記載する必要性は

薄いと思われるが、記載するとすれば「子どもへの悪影響は大枠で示すことが妥当と判断。」ということで文言を追加したと思うのだが、「子どもにも悪影響を及ぼします」と書かれているが、なぜ必要性が薄いと思われたのか。

委員お手元確認用の 45 頁であり、1 行入っているが、もう一言あってもいいのかなと思う。

会 長： お手元確認用の「施策の展開」にコメントと記載のある部分である。45 頁の右側にある意見への対応として追加すべき内容に対するコメントとして入っている質問だと思うが、ここで改めて内容を考えても良いと思う。

事務局： 委員のご指摘を保護者がDV被害者か否かに関わらず、児童虐待全般について言っておられるのではないかと前回の会議議論の流れから理解をしており、本計画は男女共同参画と女性の活躍に係る計画である。

児童虐待の防止に関しては、市においては別の計画等で計画立てて取り組むものなので、本計画においてはDVとの関連で数年前に法律の方でも児童虐待、面前DV等の絡みでDVと児童虐待部門の連携をきちんとするように定められており、その範囲での提示ということできせていただいている。

会 長： 男女共同参画計画なので、その観点を絡めた形で盛り込むことは伊丹市DV防止・被害者支援計画とは別にできる事かもしれない。そういう点で、先ほどいただいた内容で含める表現を考えるとすると、被害者に子どもがいる場合は、その子どもにも悪影響を及ぼしますという表現は、先ほどおっしゃった面前DVを指すと考えることができないのか。

委 員： それだけではないと思う。心も体も傷つくし、色々な悪影響というのは、明らかなので、伊丹市DV防止・被害者支援計画の方でできているという事ではなくて、連携をしているという文言を入れていただくと市民としては安心かと思う。

会 長： これまでも書き方では、やってきた事だけが書いてあり、(1)に基づきと書いている。基本施策2の1「DVの防止」には「伊丹市DV防止・被害者支援計画に基づき」とある。施策の方向性、全体としてそちらに入っていることが着実に遂行される必要があることは全体として伝えることが必要であるので、基本施策の2の1のところだけではなく、施策の方向性のところに、これまでは続いてやってきたという事なので、これからもそれに基づいてという事は書き込んだ方がいい気はする。

委 員： 十分に連携されているとは思う。伊丹市は素早い対応もされているので、防止という意味では、伊丹市DV防止・被害者支援計画でされていると思うが、

男女共同参画計画だからというので、それはもちろんそうだが、連携しているのがもう少しわかればありがたいと思う。

会 長： これまでしてきたという所、同じ表現をそのまま計画の名前を繰り返すか、一方省略するかはわからないが、メインとしては今後も伊丹市DV防止・被害者支援計画の内容は、男女共同参画計画としても重要なものであるという連携が伝わるような表現も入れるという対応でよいか。

事務局： 児童虐待との連携部分は伊丹市DV防止・被害者支援計画に基づき、基本施策2の1の(1)の中で、面前DV、児童虐待との関係や連携について、本計画でも詳しく書けないかというご指摘だと思う。

国等はDV防止計画を別途持っていないので、男女の計画の中にDV防止計画の内容が載っている。

伊丹市の場合は、独立させてDV防止計画を持っており、かなりのボリュームなので、具体的に決めさせていただいている。

面前DV、児童虐待部門、子ども部門との連携をするという部分だけでも、全体ボリュームからすると簡略化した部分となるので、連携部分だけを引っ張って持ってくると、DV自体は基本的な相談等の中で色々な関係機関と連携をしたりしているので、そこだけ突出してしまい、持ってくるのが、難しいかと思う。

会 長： 連携と言ったのは、これまでも基づいてきたという事が書いているが、施策の方向性の中に、今後も計画に基づいて進めていくということが書き込まれていないからである。

1項目しかないのに、(1)に「支援計画に基づいて着実に推進する」とあるので、相当する内容を施策の方向性のところに入れてもいいのかなという意味で、特定の部分についての連携という意味ではない。

委員も最後はその特定の内容を入れるというよりは、伊丹市DV防止・被害者支援計画に沿って進めることは、男女共同参画計画にもDV防止計画にも意味を持つというそのつながりが分かるようにここに書き込むという事なので、特定の内容の連携を書くことでない。

委 員： その通りであり、1つ思いついたのは、「悪影響を及ぼします。だから迅速な対応が必要です」といった、一言を入れるなど、計画で今までやってきたことが分かるように文言を入れていただけるとありがたい。

会 長： この計画の遂行を着実に進めるという書き方を入れるという事で、「迅速に対応してきました」でもよいし、やってきたことを一言でも入れるといい。

委員： 委員がおっしゃっていることは、確かに児童虐待ももちろんあるが、面前DVという事は保護者の影響が大きいので、面前DVについては一言触れておくという事ではないかという事だと思う。

文章を考えたが、例えば入れるとすれば、上から2行目、「DVの被害者に子どもがいる場合は面前DVによる心身の不調など、子どもにも悪影響を及ぼします。DVというのは、保護者間のDVの影響はあるのだと言えます。面前DVによる心身の不調など子どもにも影響を及ぼします。これまでも伊丹市DV防止・被害者支援計画に基づきDV、デートDVに関する啓発対応を実施したり、面前DV等に対しては、他課と連携して対応してきました」とかそういうのがあればよいのかなと思う。これからより一層子どもの面前DVについても防止に努めていくという事なのかなと。

委員： 実際にやっていることも盛り込んで、よりそれを進めていく方向性が出てくればいい。やっているからこれでいいという感じにはなっていない。

会長： 最初の点は、一段落目に「面前DVにより心身の不調をもたらす」など、という表現を入れることで明確になるかと。その前に「DV被害者に子どもがいる場合は」という書き方にしている。特化した感じにはなるが、子どもが被害者ではなく、母親等が被害者であって、その人に子どもがいる場合、それが面前DVだとわかるようにはそこに入れる。

委員： 面前でなくても「親のDVは、」にしてもらってもいい。  
親のDVは大人の問題だとわかればいい。

委員： 伊丹市DV防止・被害者支援計画を読ませていただくと、「DVは被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待にも当たる行為です。また、被害者は多くの場合女性でありその背景には固定的な性別役割分担意識や女性差別に根ざした構造的問題が潜んでいることがあります。DVは、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。こうしたDVの被害をなくし人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を擁護するための不断の取組が必要です。」とある。

会長： 伊丹市DV防止・被害者支援計画に入っていた論点と男女共同参画とのつながりも入っているので、そのまま入れると長いが、表現されている内容を取り込むことで、論点になったことが含まれると思う。事務局と相談しながら、表現を検討する。

委員がおっしゃっているのは、子どもも2次被害者になっていますという文言が影響を及ぼすのではなく、虐待に当たり2次的被害者になっています



ともう少し強い言葉で文言を入れる方がわかりやすいということ。

DV計画との整合性を取りながら、文言を調整し、次回の会議に出すという事にさせていただきたい。

委員： 教えていただきたいが、資料32の基本目標4の数値目標でカウンセリングの数を上げられている意味と基本目標2の基本施策3「多様な働き方の推進」の中、資料34の13ページのところに基本目標2の基本施策3の3の(1)市内の中小企業者とのマッチング支援あるいは物作り等の人手不足業種とのマッチング支援、この辺りは審議会でも意見が出たと思うのだが、ここに無料職業紹介事業というのがあり、どこがやっているのか教えていただけたらと思う。自立相談課がやっているのは知っている。

事務局： 資料32、43ページ基本目標の4の数値目標の意味は、困難な女性に対する方への支援というところで、数値的に把握できるようなことが、相談事業の件数や満足度なので、上げさせていただいている。

男女共同参画センターでは他に電話相談もあるが、電話ではなかなか満足度等を図る方法が難しいこともあるので、面談の相談カウンセリングと法律相談をピックアップさせていただいている。満足度については、目標値が現状取っていないこともあり、80%以上あれば支援としては成り立っているのではないかという事で数値を入れさせてもらった形になる。

無料職業紹介事業は、自立相談課の方で実際行っている事業があるので、今回掲載させていただいた。

委員： 1つ目の質問は、基本目標4の数値目標の説明があったように難しいと思う。男女共同参画センターのカウンセリング、あるいは法律相談が他の色々な相談機関との連携があり、ここに上がってくる相談が法律相談あるいはカウンセリングが必要だという形になっているのであれば目標として掲げる数値になるのかなと思うが、そのあたりのことが分からなかった。

2つ目の質問は地域の労働事業助成の就業ニーズのマッチング促進というところについての自立相談課の無料職業紹介事業、ここは私もその課の職員ではないのでわからないが、日々そちらの課と接していて、生活困窮されている方の仕事のマッチングはなさっているかと思うが、多様な働き方という部分において、審議会でも意見が出たが、その人その人に合ったものや、ミスマッチが起きている業種とのマッチングなど、無料職業紹介事業ではないような気がして、他にされているところがあるのかという事で質問させていただいた。

会長： 基本目標4の指標については満足度等の測り方で前もご意見いただいたことに対して工夫をするということである。実際に難しいことだと思う。指標

を出すという事で、最小限可能なものをおこなわれるという事で、本当に測れるかというのは今後見ていただく必要はある。

計画案の各施策については、先ほどのDV関係の変更や誤りの訂正等し、最終確認は次回にさせていただく。

次回は最終確認と計画案全体と答申として出す必要がある答申文についても議論していただく。本日審議できなかったご意見がありましたら、意見記入用紙に記入の上、1週間以内に事務局に提出願います。

それでは、第6回男女共同参画審議会を終了とする。

第7回の日程は、11月25日木曜日9時半から11時半となる。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3年(2021)年            月            日

署名委員

署名委員